

別表 2 (第 3 条関係)

| 項 目 | 内 容 |
|----------|----------------------------------|
| 報償費 | 講師，出演者等（団体等の構成員を除く。）への謝礼等 |
| 旅費 | 講師，出演者等（団体等の構成員を除く。）の交通費及び宿泊費 |
| 消耗品費 | 事業実施に必要な文具，日用品，原材料費 |
| 印刷製本費 | チラシ，ポスター等の作成に係る印刷製本費 |
| 燃料費 | 事業実施に係る燃料費 |
| 通信運搬費 | 事業実施に係る郵送料，配送料 |
| 保険料 | イベント保険料，傷害保険料等 |
| 委託料 | 補助事業を効率的に実施するための委託費（事業自体の委託は対象外） |
| 使用料及び賃貸料 | 会場借上料，各種機材レンタル料等 |
| その他 | 事業実施に必要と町長が認める上記以外の経費 |

注 次に掲げる経費は，補助の対象としない。

- (1) 備品購入費（1 個当たり 1 万円以上のものをいう。）
- (2) 団体の運営に関する経常的な経費
- (3) 領収書等により団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
- (4) 交付決定前に生じた経費
- (5) その他町長が適当でないと認める経費